

観光に関する統計整備

2008年6月27日

田辺孝二

1. 検討の対象

観光情報の総合的把握の視点に立って統計整備のあり方を検討。

2. 現状

わが国は「観光立国」の旗印のもと官民挙げて観光振興に取り組んでおり、そのためには、有効な統計を効果的に活用し、実態に即した政策の立案・実行・検証を通して、より適切な観光政策を推進する必要がある。

しかしながら、観光に焦点を当てた政府統計は、数年前まで国土交通省による「旅行・観光消費動向調査」が平成15年度から継続して調査されているのみであり、国土交通省による「航空旅客動態調査」、「旅客県間流動調査」等の輸送統計から旅行者の活動の一部を捉えていたに過ぎない。その他の観光に関する統計情報も、(独)国際観光振興機構による「訪日外客統計」、「訪日外客実態調査」等、(社)日本観光協会による「観光の実態と志向」、(財)日本交通公社による「JTBF 旅行者動向調査」等の民間統計や地方公共団体が独自に行う調査結果等に限られていた。このように、観光に関連する統計情報は官民の各主体がさまざまな目的で調査、作成しているため、断片的であり、統一的な基準が無く有用性に欠けていた。

平成17年6月の「政府統計の構造改革について」(内閣府)のなかで、観光統計の体系的な整備の必要性が指摘され、同年8月に国土交通省総合政策局観光企画課は「我が国の観光統計の整備に関する調査報告書」を取りまとめた。同報告書の中で、地域間(都道府県)の比較、経済効果・景気動向の把握、観光統計の体系化の3点を目的とした観光統計の整備を図ることとし、その中でも喫緊の課題として、宿泊統計を速やかに整備することが提言され、これを踏まえて、平成19年1月から「宿泊旅行統計調査」が開始された。

さらに、平成19年6月に閣議決定された「観光立国推進基本計画」【資料1】において、平成22年から「旅行・観光消費動向調査」と「宿泊旅行統計調査」の調査対象の拡大や調査項目の追加及び、観光旅行者等に関する統計を共通基準の下で実施することとされた。さらに、同計画において(独)国際観光振興機構による「訪日外客訪問地調査」と「訪日外客消費動向調査」の調査項目等の見直しを平成20年度に行うこととされている。

3. 観光情報の総合的把握に関する課題

① 宿泊施設情報の適切な把握

ホテル・旅館は改廃率が高く、調査対象施設からの連絡等による件数でも、平成

19年の開業は224件、廃業は134件である。統計の精度を確保するためには、新設の調査対象を的確に把握することが必要である。

また、平成19年1月から開始した「宿泊旅行統計調査」は従業者規模によって調査対象を設定しているが、宿泊施設の業態によっては従業者数と客室数・収容人数が対応していないケースがある。

② 統一的でない都道府県別の観光統計

都道府県における観光入込客数・観光消費額統計は、これまで（社）日本観光協会「全国観光統計基準」（平成15年11月策定）を国として推奨してきており、その基準に則った方法で実施する都道府県も増えてきている。しかし、現状において、いまだ多くの都道府県が、観光入込客の定義、調査地点の選定における基準や調査内容・方法等が異なっており、地域間の比較が不可能であり、実態をどの程度把握しているか問題がある。【資料2】

また、現状の、観光入込客統計、観光消費額統計の実態を整理すると、各都道府県によって調査内容・方法などが以下のとおり様々である。

項目	概要
調査の対象	当該都道府県内への入込客として調査の対象とする範囲を、観光目的/業務目的のいずれとするか、県外客/県内客/外国人のいずれとするか、等が都道府県によって異なっている。
調査及び推計のフロー	観光入込客数は、都道府県によって「延べ人数」で定義している場合と「実人数」で定義している場合がある。また、観光入込客数を推計するために、実施している調査では、「全国観光統計基準」に示される「延べ人数調査」と「パラメータ調査」を実施する都道府県、「延べ人数調査」のみを実施する都道府県、「全国観光統計基準」に示される方法とは別の「交通施設調査」を実施する都道府県がある。
延べ人数調査	調査の対象とする観光地点の規模が都道府県によって異なっている。
パラメータ調査	調査の対象とする観光地点数・サンプル数・調査周期・調査時期等が都道府県によって異なっている。

③ 訪日外国人旅行者の実情の把握

外国人旅行者に関する統計については、法務省「出入国管理統計」、(独)国際観光振興機構の「訪日外客統計」、「訪日外客実態調査」のほか、外国人旅行者の消費額調査については、(独)国際観光振興機構の「訪日外客消費動向調査」と日本銀行の「訪日・海外旅行における消費額等の調査」があるが、各統計を総合的に活用する

に至っていない。

④ 観光活動の国際比較

国内経済における観光の重要性の評価するためには、国際比較が可能となるような形で観光統計をまとめることが望ましい。SNA1993 において観光サテライト勘定 (T S A) の考え方が導入されると、1980 年代から研究を進めていたカナダ統計局は、いち早く 1994 年に推計結果を公表し、続いてフランス、メキシコ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、シンガポール、スウェーデン、米国などが推計や試算を行っている。これらの国に比較して、わが国は国際的に遅れている状況にある。

4. 海外の主要国の状況

2008 年 2 月に開催された第 39 回国際連合統計委員会は、「観光統計に関する国際勧告 2008」(IRTS2008) を採択し、国際連合統計部 (UNSD) と世界観光機関 (UNWTO) に対し、観光統計作成手引書の刊行や、ワークショップの開催などを含む実施計画の策定を要請した。観光統計に関する国際勧告としては、古くは 1937 年に当時の国際連盟が統計上の目的のために「国際旅行者」の定義を勧告しているものがある。その後、国際連合、世界観光機関、OECD などにおいて、SNA や国際収支統計との関連でさまざまな検討が行われ、1993 年の第 27 回国際連合統計委員会において「観光統計に関する勧告 1993」(“1993 Recommendations on Tourism Statistics”) が採択された。この勧告には、“tourism” を始めとする基本的な概念及び定義、標準分類、観光関連指標など観光統計体系の基礎を構成する事項が盛り込まれている。

ヨーロッパの主要国の観光統計は EU 指令に従って、宿泊統計については、施設数、部屋数、ベッド総数、国内・国外居住者到着数、宿泊者数、ベッド稼働数等が調査されており、その他、消費額統計も整備されている。

5. 課題への対応

- ① 法人企業の宿泊施設の開業については、平成 21 年に実施される「経済センサス-基礎調査」以降に法人登記情報にもとづいて更新されるビジネス・レジスターによって把握が可能であるが、個人による宿泊施設の開業や施設の廃業については別の情報に拠らざるを得ない。国土交通省は、調査対象となる宿泊施設の情報について、地方公共団体等の行政情報により適切に把握することが適当である。

また、宿泊業において、「経済センサス-活動調査」によって整備されるべき母集団情報として、何が適切であるかを検討することが適当である。

- ② 観光入込客数及び観光消費額について都道府県間での比較を可能とするためには、各都道府県の調査の対象や調査・推計の方法が統一されていることが重要である。都

道府県の観光統計を有効に活用するためには、観光客の定義、観光地点選定における基準や調査手法の違いなどの統一化を図り、都道府県が採用可能な共通基準を策定する必要がある。今後、調査手法・推計方法の共通基準に則って都道府県の観光統計調査が実施され、それを定期的に国が集計・比較分析し、観光政策立案・評価等に活用できることが望まれる。

すでに、国土交通省の「観光統計の整備に関する検討懇談会」において、調査主体となる都道府県・市町村の負担をなるべく少なくしつつ、調査の信頼性を一定程度確保できるような調査手法・推計方法等の「観光入込客統計・観光消費額統計の方針（ガイドライン案）」（共通基準）【資料3】が作成されている。各都道府県は、策定された共通基準に則って、平成22年度までに、各都道府県の観光統計を整備し、都道府県間の比較が可能な統計とすることが適当である。

- ③ 外国人旅行者に関する統計については、法務省「出入国管理統計」、(独)国際観光振興機構の「訪日外客統計」、「訪日外客実態調査」と「宿泊旅行統計調査」を組み合わせ、外国人旅行者に関する実態を総合的に捉える統計情報を作成することが求められる。また、外国人旅行者の消費額調査については、(独)国際観光振興機構の「訪日外客消費動向調査」と日本銀行の「訪日・海外旅行における消費額等の調査」は同様な調査事項であるため、国土交通省、日本銀行、(独)国際観光振興機構の3者で調査内容等の調整を行ったうえで平成19年度に(独)国際観光振興機構が「訪日外客消費動向調査」を実施している。より有用性の高い統計を作成するためにさらに連携していくことが適当である。
- ④ 国土交通省は、内閣府の協力を得て、観光がもたらす経済効果を総合的に把握するとともに、国際間比較を行うために、国際的に導入が進んでいる観光サテライト計算(TSA)の早急な整備を図ることが適当である。

6. 期待される効果

観光統計の精度が向上することによって、これまでよりも宿泊統計等の価値が高まり、景気動向の指標としての重要性も増す。また、都道府県ごとに個別に作成されている観光統計が共通基準に従って整備されることによって、観光入込客数の地域間比較、日帰り客数の全体把握、観光消費額等の把握が可能となり、観光の経済効果や国民の行動パターン等の動向等が明らかとなる。

【資料 1】「観光立国推進基本計画」（平成 19 年 6 月 29 日閣議決定）

4. 観光旅行の促進のための環境の整備

（国民の観光に関する統計の整備）

平成 15 年度から実施している「旅行・観光消費動向調査」及び平成 19 年から実施している「宿泊旅行統計調査」について、調査対象の拡大や調査項目の追加など更なる充実のための検討を行い、平成 22 年から実施する。

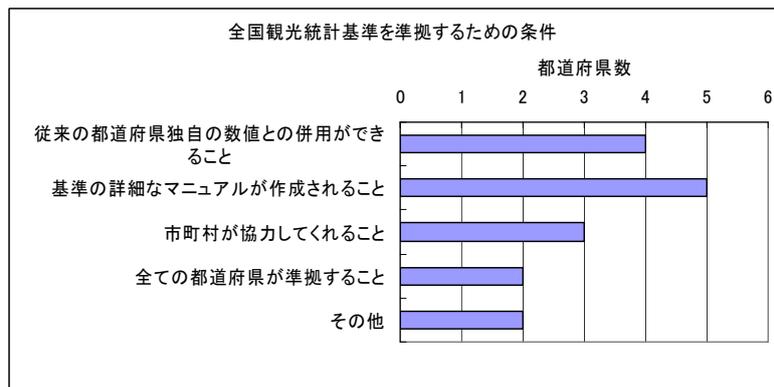
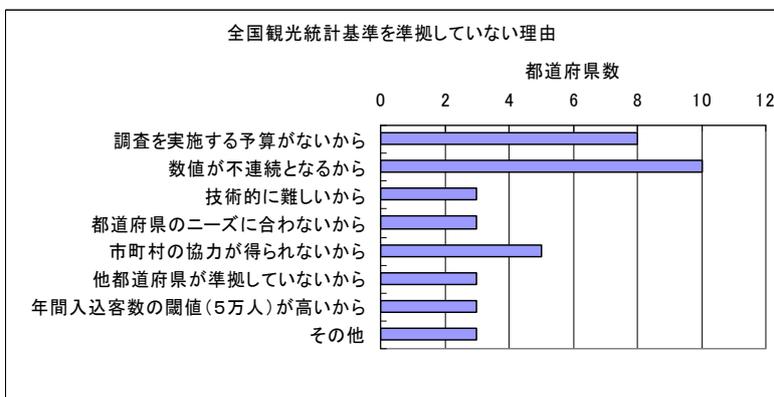
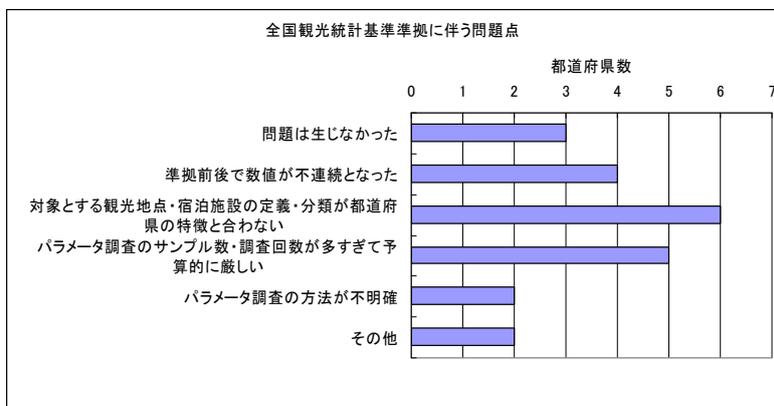
また、日帰り旅行者に関する統計等その他の観光旅行者に関する統計について、都道府県が行っている統計調査を踏まえつつ、地方公共団体が採用可能な共通基準を策定し、平成 22 年に共通基準での調査の実施を目指す。

（訪日外国人旅行者に関する統計の充実）

独立行政法人国際観光振興機構が昭和 50 年度から実施している「訪日外客訪問地調査」について、「宿泊旅行統計調査」との整合性を考慮しつつ、平成 20 年度に調査項目等の見直しを行う。

また、独立行政法人国際観光振興機構が平成 17 年度から実施している「訪日外客消費動向調査」について、日本銀行の「訪日・海外旅行における消費額等の調査」との整合性を考慮しつつ、平成 20 年度を目途に調査項目等の見直しを行う。

【資料 2】 国土交通省による都道府県に対するアンケート結果



2007年12月に調査実施

回答都道府県：31都道府県（複数回答可）

【資料3】観光入込客統計・観光消費額統計のガイドライン（案）

1. 調査対象

観光入込客：日帰り／宿泊、県内／県外／外国人を問わず、当該都道府県を訪れる観光客。

日帰り旅行とは、片道の移動距離が80km以上または所要時間（移動時間と滞在時間の合計）が8時間以上の非日常圏への旅行、宿泊旅行とは自宅以外で1泊以上宿泊（車中泊を含む）をする全ての旅行。

2. 調査目的

観光入込客数と観光消費額単価について、都道府県内に訪れる観光客の属性（日帰り／宿泊）＊（県内／県外／外国人）＊（観光等/ビジネス）別に把握。

3. 観光入込客数の調査方法と推計手法

調査方法：都道府県内の観光地点において、四半期ごとに「観光地点入込客数調査」と「パラメータ調査」を実施。「観光地点入込客数調査」は、観光地点への入込客数を合計した延べ人数（観光地点延べ人数）を月次で把握する。「パラメータ調査」は、都道府県に訪れる観光客の属性別の人数と日帰り客を対象として属性別の平均訪問観光地点数を各四半期の休日の特定の1日について把握する。

観光地点の対象：観光・ビジネスの目的を問わず、観光客を集客する力のある施設又はツーリズム等の観光活動の拠点となる地点であり、日常的な利用、通過型の利用がほとんどを占めると考えられる地点は対象としない。

対象地点は、観光地点のうち、年間入込客数1万人以上又は特定月の入込客数5千人以上のものとする。

推計手法：「観光地点入込客調査」によって把握される観光地点延べ人数を、「パラメータ調査」で把握される観光客の属性別比率を用いて按分し、観光客の属性別観光地点延べ人数を算出。日帰り客については、パラメータ調査で把握される属性別平均訪問地点数で除すことで、属性別観光入込客数（実数）を推計する。宿泊客については、国土交通省が実施する「宿泊旅行統計調査」の属性別観光入込客（実宿泊者）数を使用する。日帰り客の属性別観光入込客数（実数）と宿泊客の属性別観光入込客（実宿泊者）数を合計して属性別観光入込客数全体を推計する。

4. 観光消費額の調査方法と推計手法

調査方法：都道府県内に訪れる観光客の当該都道府県内における観光消費額について、「パラメータ調査」と併せて実施される「観光消費額調査」において、四半期ごとに観光客の属性別1人当たり観光消費額を把握する。

推計手法：属性別観光入込客数に、「観光消費額調査」によって把握される観光客の属性別1人当たり観光消費額を乗じることで、観光客の属性別観光消費額

を推計する。

詳細は、「観光統計の整備に関する検討懇談会報告書」の別添 1 の資料「観光入込客統計・観光消費額統計のガイドライン（案）」